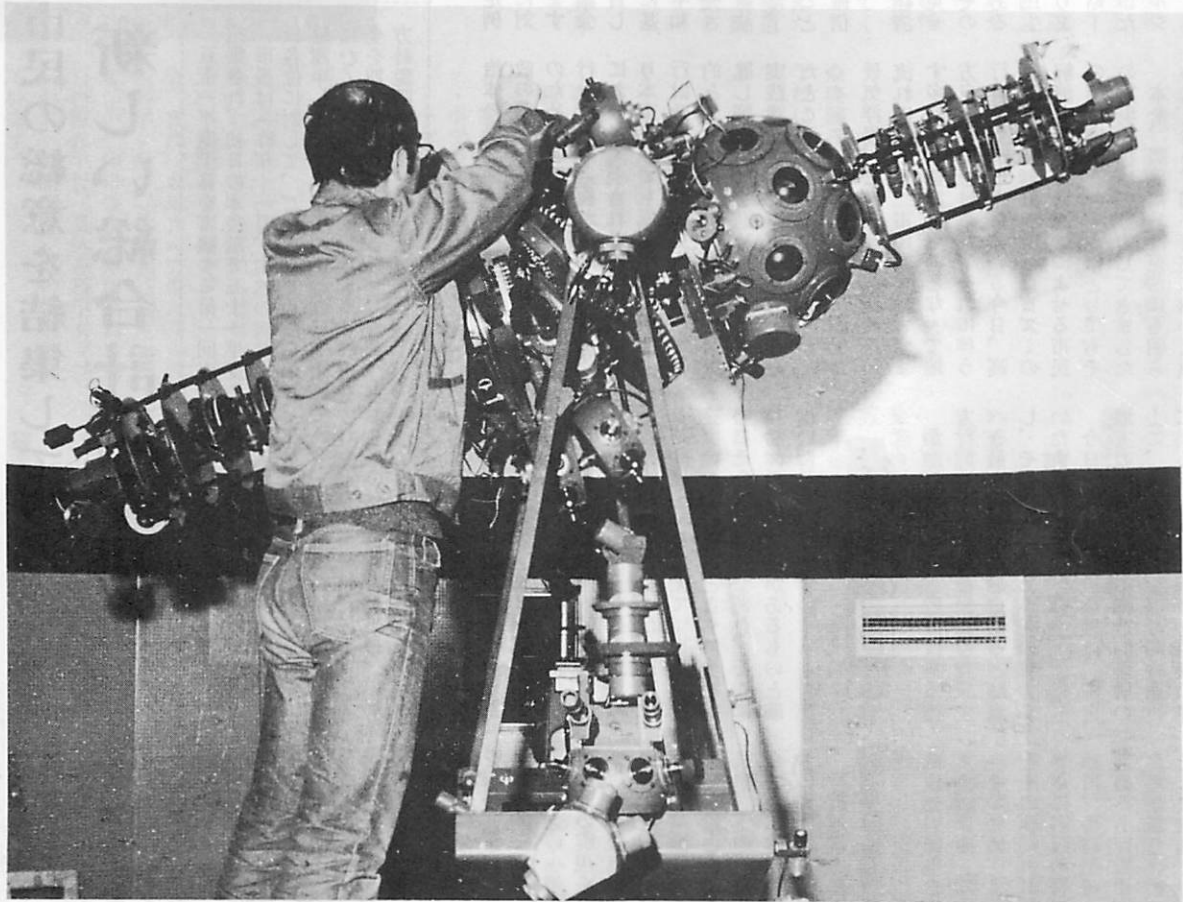


# むらさき 市政だより

昭和51年

3月 / 15日

No. 384



## 星空の世界へご案内!!

### ソフトな演出のできるプラネタリウムに入れ替え

市青少年科学館では、いままで使用していましたプラネタリウムが、十三年間も働き続け、みなさまに十分満足していただける放映ができなくなりましたので、新しいプラネタリウムと入れ替えることにしました。

新しいプラネタリウムは、補助放映機の数も三十台増えて、三十七台まで放映可能となり、演出も大幅に強化することができ、また虹や雷などの現象も見ることができま

す。また、このプラネタリウムの特徴は、実際に測量山から三六〇度の角度から撮影した風景を写し出すことのできるスカイラインプロジェクターの装置が取り付けられていることです。

このほか、いままでは木製の観覧いすを使用していましたが、大人でもリラックスした気持ちで放映を楽しむことのできるリクライニング・シートに入替えます。

なお、これまで使用していたプラネタリウムは、お役目を終え、同館一階のロビーに展示してありますので、どうぞご自由にご覧下さい。

#### 〈休館のお知らせ〉

同館は、プラネタリウムの新機据付工事による調整と、展示品の大幅更新にともなう展示室整備のため、三月十六日から三月三十一日まで臨時休館いたします。

四月からは、展示内容もぐーんと充実して開館いたします。しばらくの間お待ち下さい。

## 市民最優先の市政

説明要旨

## 市民の総意を結集して

## 新しい総合計画の樹立

五十一年度予算を審議する第一回市議会定例会が、二月二十八日招集され、初日の本会議で五十一年度の市政方針を説明しました。市長は「昨年十一月、突然の病魔に襲われ病床に臥し、市民と議員各位に対して、ご迷惑、ご心配をかけ、また、ご配慮をいただき感謝申しあげます。その後の経過も順調であり、みなさんのご厚情にむくいるためにも、一日も早く健康をとりもどし、市政執行に万全を期していく所存です」と、お詫びとお礼をのべ、副助役が市政方針説明を代読しました。

昭和五十一年第一回市議会定例会の開会にあたり、市政執行に対する基本方針を説明申しあげます。私は、第一期市長就任時の議会において申しのべて以来、一貫して、市政執行は「憲法の精神に基づき、地方自治の尊厳を守り、平和な社会建設と人間尊重を最優先させる」ことを基本理念とし、憲法を市民のくらしの中に生かした、市民最優先の市政を展開することが十六万市民の願いであると確信し、全力を傾注してきました。かえりみずと、未曾有の経済危機は一向に好転のきざしを見せず、不況の深刻化はますますその度を加え、中小企業の倒産、あるいは雇用市場の縮小など、国民生活への影響は著しいものがあります。

治体の自主性確保の基盤である財政の著しい硬化化が顕在化し、そのため、自治権の確立を目指し、行財政の総点検が全国の各自治体において着手されている状況にあり、本市としても五十年度当初に、行財政を全面的に見直すことを目的とした行財政研究推進本部を設置し調査研究を進め、その結果を実践課題として、さきに提言をみたところ。一 中 略

インフレと総需要抑制、不況と景気浮揚、このような経済政策の流れにあって、市民要求はますます多様化し切実なものとなつて地方自治体には増大している今日、高度経済成長が生み出したヒズミの解消を求めて自治体による市民の期待は高まり、本市としてもその実現にむけて努力してきました。本来、国民福祉は憲法にも明らかにされており、国の責務において真

の福祉国家実現を目指すことが重要ですが、その達成テンポと国民の期待とのかい離から、自治体にはむけられているのが現実の姿であり、市民と最も至近な政治環境にある自治体の長としては、直面する諸問題をのりこえて、市民福祉充実のために市民とともに歩む姿勢こそ今日の責務であり、そこに自治体の存在意義があるものと確信いたしています。

## 行財政の確立

かかる観点から、危機にある地方行財政の確立こそ緊急に克服すべき最も重要な課題であると認識し、その実現のため断続的努力をいたす所存です。

今日の地方財政の危機は、国と地方の税財政制度の構造的矛盾の上に、インフレと不況の同時進行に伴う経常支出の急増と税収の停

滞に、直撃されたことが大きな要因であると考へます。もちろん、行政機構に内在する膨張体質を克服し、行政の簡素化を徹底するなどの内部努力が必ずしも十分でなかったことも率直に反省しております。

まず国の制度に起因する問題ですが、一 中 略

第一には、基礎的自治体団体の行財政需要に適合した「税源配分の適正化」「地方交付税総額の確保」と「地方債（財投資金）（政府資金）の重点配分」さらに「超過負担の即時解消」など制度の抜本的改革を求め、第二には、国の地方に対する「委任事務の整理改善」と、国と地方の「適正な事務事業の再配分」の実現を必要と存じます。

以上の観点から、各自治体と一層連携を深め、共通の課題として認識し、国に対し強力な要請をさらに一段と強めていく決意であります。一 中 略

つきに本市行財政運営の改善についてであります。

行政運営の基本は、市民から付託を受けた行政をいかに効率的に運営し、市民生活に密着した市民最優先の施策を実行するかにあります。一 中 略

そのため、まず市政の施策体系とその執行システムの問い直し、さらに市政の合理的推進を図るために、事務組織の点検、再編成を進める所存です。また、市政にはたえず新しい行政需要が要求され

て流動しております。したが

って、このような行政需要の動向を適確に把握し、真の市民サービス向上へ転換できる柔軟にして弾力的な行政組織づくりを、流動する行政需要をしっかりと受けとめ効率的な無駄のない行政運営を進めることが極めて肝要でありその実践に努力する所存です。これにあわせ、必要不可欠なものとして、職員の意識改革の推進があります。

本市職員は、さらに自治体の現状を正しく理解し、自治体に課せられている役割を再認識するとともに、たえず自治体職員としての自己研鑽に努めるようあらゆる機会を通じ、徹底しなければならぬと考へます。一方、高令職員問題を含めた職員対策については、職員団体の協力を得て、その解決を進める所存です。自治体行政は人であると申しても過言ではないと存じます。したがって、無駄のない行政運営は、市長と全職員が一体となった意識の下で、ことに当り、はじめて所期の目的を達成するものと存じ最善の努力を払う所存です。

つきに、財源の確保を中心とした財政運営について申しあげます。一 中 略

第一に、事務の効率的執行により、内部経費の無駄を徹底的に排除する一方、つねに事務事業の執行にあたっては慣行に流れることなく、原点に立ち返って市民意思との対応とその果すべき役割を検討し、あらゆる経費の節約に努力

するとともに、新たな財政需要についても市民生活との関係における効果などを十分に精査し対応する所存です。

第二には、財政収入の側面からの改善についてであり、まず市が提供している施設やサービスの利用に伴う料金関係であります。

インフレの長期化によりその費用原価は上昇し、料金は必然的にその対比において低額化しています。

また、全国的傾向の中で実施してきた市民福祉向上のための低料金あるいは無料化政策の実施は、その目的においてそれなりの成果をあげてきましたが、反面、負担の公正を欠くばかりではなく、財源不足に拍車をかけるなどの問題を提起するに至ったわけであり、

このような現状から、上下水道料金などの改訂については、審議をたまたわっているところであり、その他の各種使用料、手数料等についても、今後その提供目的ごとに適正負担のあり方、さらには市民福祉との関係などを十分に検討していかなければならないと存じます。

また、自治体は、多様化する市民生活に即応した市民のシビルミニマム確保のため、膨大な財政需要をかかえながら、その税源対策に苦慮しています。本市においても、次代を担う子供達が学ぶ学校の建設、老朽校舎の改築問題をとってみても、現行の補助制度では市民の期待と隔離した長期化の見通しにあり、市政執行責任者とし

て、もどかしさに焦りの念を感じています。このような実情に鑑み市民要求に基づく財政需要の中で最も緊急度の高い投資的事業などの特定財源として、固定資産税などらびに法人市民税の超過課税を、時限を定め実施したく検討を進めています。—中 略—

以上、地方自治体としての自主性を確保し、市民最優先の市政を發展させるための重要な基盤である本市民政の確立について、その所信を申しのべましたが、今こそ、低成長下に即応した財政運営を確立すべき転換期にあることを自覚し、長期財政計画を樹立して財政健全化を進める所存です。ご理解を賜わりたいと存じます。

### 51年度市政の重点

つきに昭和五十一年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。—中 略—

ご承知のとおり、室蘭市の財政もきわめて容易ならざる状況にあり、五十一年度予算の編成にあたっては、財源の重点的配分に留意し緊急度、重要度の高いものを厳選することとし、経常経費については、職員の創意工夫による内部努力をもつて、市民サービスの低下および事務の停滞は完全に排除することを前提にして、必然増の経費以外は大幅に削減するとともに事業費についても、事業の目的効果等を精査し、その効率的な執行をめざし給点検をいたしました

さて、昭和五十一年度は、市民生活最優先の立場から、第一に教育環境の整備、第二に市民福祉の充実を最重点にし、第三に道路、公園など生活環境の整備、第四に中小企業の育成を市政執行の重点目標とし、さらに、不況対策については、各施策展開にあたり十分なる配慮のうえ推進する所存です。

昭和五十一年度は、きわめてきびしい財政状況にありますが、本議会で審議予定の「市民のくらしを守る条例」の制定による消費者保護の強化、或は国の承認を受け「室蘭地域公害防止計画」等による公害防止と環境保全の推進、さらには青少年の健全育成、社会教育の振興、保健医療、清掃施設の充実、防災安全体制の整備、労働対策、住宅対策、区画整理事業の推進、上下水道施設の整備、農水産業の振興、港湾機能の整備充実等、市民要求の的確な把握とその反映に努め市民生活上の目的の施策をきま細かに推進していく所存ですので、市民ならびに議会におかれましてもご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上の重点目標と各施策の展開にあわせ、本市にとってはきわめて重要である都市機能を高めるための諸懸案事項の促進があります。まず、運輸交通体系の確立については、室蘭新道の早期完成、白鳥大橋、北海道縦貫自動車道、室蘭・札幌間(美笹経由)道路の建設、さらには国鉄室蘭本線の電化復線化の促進など、一応の進展が

みられ、また、入江地区再開発によるフェリーふ頭の建設など、新しい港湾整備の推進についても着実な前進をみたところであり、一方、時代的要請である観光レクリエーションの需要増大に対処した大規模観光レクリエーション基地づくりについても、西胆振広域圏の中でその構想研究を進めており

さらに、室蘭工業大学の拡充、公立高等学校の新設、動物検疫所の誘致と食糧糧備蓄基地の建設、イタンキ船入湖の第一種漁港指定、海岸環境整備事業の促進、ならびに臨海部への新たな企業立地の推進などについても、市民の期待に即応してその実現に努力してきました。これら諸課題については、今後とも近隣市町村と一層提携を深め、議会ともども関係機関に対して積極的にその早期実現のため努力を続ける所存です。

### 市民市政の確立

以上、市政の重点について説明申し上げましたが、何と申しながらも市政の主人公は市民であり、市政は市民のためのものであります。したがって、市民の意思が適確に反映した市政の執行に最善の努力を払うことが、市長に課せられた責務であります。過去五年間は、青空対話を積極的に進め、市民市政の実現に努めてきました

が、今後、この成果をふまえ、さらに前進させ、市民のための市政確立に鋭意努力していく所存であります。

### 新総合計画の策定

さて、最後に新総合計画の策定について申し上げます。本市は、地方自治法の改正に伴い、昭和四十五年、議会の議決を得て室蘭市総合基本構想を制定し、これに基づく総合基本計画により行政を計画的に進めてきましたが、変転著しい昨今の社会経済情勢に対応した新しい計画を策定することが必要と存じ、五十一年度中に現計画の総点検を実施し、新総合計画を樹立したいと考えています。

総合計画は、まちづくりの基本であり、市民の英知と創意を結集し市民総意の集大成とすることが不可欠であります。かかる観点から新しい総合計画の策定にあたっては、議会ならびに市民各層代表をもって構成する審議会において討議いただくとともに、市民のつどいを計画し、市民意思の反映に努め、希望にあふれたふるさと室蘭をめざした計画づくりを進める考えであります。

終りに、内外のきびしい情勢に対処した市政の展開を切に希望する十六万市民の期待を実現するため、憲法がめざす平和な社会の建設と人間尊重を基調に地方自治の真価を発揮し、全職員が一体となつて市民最優先の市政執行に最善の努力をいたす決意を表明し、市民ならびに議会におかれましてもより一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



51年4月から

# 水道料金・下水道使用料が

# 改正されます

## 水道料金

昨年十二月の市議会に提案し、継続審議をいただいております「水道料金」「下水道使用料」の改正案が、去る二月二十八日に議決になりましたので、以下、四月から改正される「水道料金」「下水道使用料」の内容についてお知らせいたします。  
市民みなさんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このたびの水道料金の改正は、日常の水需要に対処するため、浄水場、配水池、ポンプ場などの水道施設の整備拡充をはじめ、送配水管網の布設改良工事の事業や漏水防止のための工事などの事業を行うためであります。また、市内未給水地区の計画的な解消など大切な事業も合せて推進していくためでもあります。  
今後さらに水道事業の健全な経営のため努力いたし、市民みなさんへの給水サービスの向上をはかってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、蘭東地区は五、六月分から、蘭西地区は六、七月分から全面的に新料金が適用されます。

において三月末日までの旧料金と四月一日から使用した水量分の新料金がミックスになります。

### ● 新しい給水料金

新しい給水料金は別表のとおりで実施は四月の使用水量分から適用になります。

例えば、一般家庭の場合、現在市内を蘭東地区、蘭西地区に分けて隔月の検針を行い、料金をいただいておりますので、料金納入時

#### ▼ 新しい給水料金(1カ月分)

用途別	口径別	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm					
家 事 用	基本料金 (8 m <sup>3</sup> まで)	円 700	円 700	円 700	円 2,500	円 3,000	円 4,000	円 5,000	円 7,500	円 10,000					
	従量料金	9 m <sup>3</sup> 以上	15 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき	90円	16 m <sup>3</sup> 以上	25 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき	100円	26 m <sup>3</sup> 以上	50 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき	110円	51 m <sup>3</sup> 以上	1 m <sup>3</sup> 増すごとに
家 事 用 以 外	基本料金 (10 m <sup>3</sup> まで)	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 3,500	円 4,500	円 8,000	円 12,000	円 15,000	円 20,000					
	従量料金	11 m <sup>3</sup> 以上	30 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき	100円	31 m <sup>3</sup> 以上	50 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき	120円	51 m <sup>3</sup> 以上	100 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき	150円	101 m <sup>3</sup> 以上	1 m <sup>3</sup> 増すごとに
公 衆 浴 場 用	基本料金	100 m <sup>3</sup> まで		3,000円											
	従量料金	101 m <sup>3</sup> 以上		1 m <sup>3</sup> 増すごとに		30円									
共 用 栓	基本料金	150円													
	従量料金	1 m <sup>3</sup> 以上	5 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき		20円									
		6 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき		30円									
		11 m <sup>3</sup> 以上	25 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき		40円									
	26 m <sup>3</sup> 以上	1 m <sup>3</sup> 増すごとに		50円											

#### ▼ 負担金

メーター口径区分	負担金の額	メーター口径区分	負担金の額
13 mm	30,000円	50 mm	600,000円
20 mm	80,000円	75 mm	1,500,000円
25 mm	130,000円	100 mm	2,550,000円
40 mm	400,000円	150 mm	5,580,000円

200mm以上のものについては、管理者が別に定める

### ● 基本水量制を新設

安い生活用水と、良好な衛生水準を確保していただくため、家用八トン、家事用以外では十トンの基本水量制を設けました。

### ● 工事費のほかに負担金を

給水装置を新設するときは、工事費のほかに負担金がかかります  
① 施設や住宅など建物の新築等で給水装置を新たに設置する場合は、設置するメーターの口径に応じて、別表のとおり負担金を工事にかかる前に納入していただくこととなります。

- ② 改造工事等によりメーターの口径を増径する場合は、新メーターの口径と旧メーターの口径の差に応じて、負担金を納めていただくこととなります。
- ③ 一般のご家庭用のメーター口径は、ほとんどが十三ミリメートルとなっております。



# 新しい給水料金早見表

(口径13mm~25mm)

この早見表は2か月分の料金表となっております。

(家事用)

(家事用以外)

使用水量	給水料金	使用水量	給水料金
	円		円
16m <sup>3</sup> まで	1,400	39m <sup>3</sup>	3,560
17m <sup>3</sup>	1,490	40	3,660
18	1,580	41	3,760
19	1,670	42	3,860
20	1,760	43	3,960
21	1,850	44	4,060
22	1,940	45	4,160
23	2,030	46	4,260
24	2,120	47	4,360
25	2,210	48	4,460
26	2,300	49	4,560
27	2,390	50	4,660
28	2,480	51	4,770
29	2,570	52	4,880
30	2,660	53	4,990
31	2,760	54	5,100
32	2,860	55	5,210
33	2,960	56	5,320
34	3,060	57	5,430
35	3,160	58	5,540
36	3,260	59	5,650
37	3,360	60	5,760
38	3,460	61	5,870

使用水量	給水料金	使用水量	給水料金	使用水量	給水料金	使用水量	給水料金
	円		円		円		円
20m <sup>3</sup> まで	3,000	40m <sup>3</sup>	5,000	60m <sup>3</sup>	7,000	80m <sup>3</sup>	9,400
21m <sup>3</sup>	3,100	41	5,100	61	7,120	81	9,520
22	3,200	42	5,200	62	7,240	82	9,640
23	3,300	43	5,300	63	7,360	83	9,760
24	3,400	44	5,400	64	7,480	84	9,880
25	3,500	45	5,500	65	7,600	85	10,000
26	3,600	46	5,600	66	7,720	86	10,120
27	3,700	47	5,700	67	7,840	87	10,240
28	3,800	48	5,800	68	7,960	88	10,360
29	3,900	49	5,900	69	8,080	89	10,480
30	4,000	50	6,000	70	8,200	90	10,600
31	4,100	51	6,100	71	8,320	91	10,720
32	4,200	52	6,200	72	8,440	92	10,840
33	4,300	53	6,300	73	8,560	93	10,960
34	4,400	54	6,400	74	8,680	94	11,080
35	4,500	55	6,500	75	8,800	95	11,200
36	4,600	56	6,600	76	8,920	96	11,320
37	4,700	57	6,700	77	9,040	97	11,440
38	4,800	58	6,800	78	9,160	98	11,560
39	4,900	59	6,900	79	9,280	99	11,680

●各戸検針の際ご家庭に配付いたします色刷りの検針票の使用水量で早見表から料金が計算できます。

## お問い合わせ先

室蘭市水道部

(電話 44-6117番)

- 水道料金・メーター検針のお問い合わせは……営業課 (検針係) 内線33番
- 水道料金の集金についてのお問い合わせは……営業課 (料金係) // 34番
- 負担金など水道全般についてのお問い合わせは…総務課 (庶務係) // 31番
- 故障修繕・給水工事についてのお問い合わせは…工務課 (故障係) // 32番
- 漏水調査などのお問い合わせは……工務課 (給水係) // 14番
- 漏水調査などのお問い合わせは……工務課 (漏防係) // 15番
- 漏水調査などのお問い合わせは……工務課 (漏防係) // 46番
- 漏水調査などのお問い合わせは……工務課 (漏防係) // 45番
- 漏水調査などのお問い合わせは……工務課 (漏防係) // 48番

# 下水道使用料

## ◎ 下水道使用者

### にかかる使用料

ご家庭や商店・事業所などに排水設備や水洗便所を設置し、下水道を利用できるようになりますと水道の使用水量に応じて、利用されている方々から、「下水道使用料」をいただくこととなります。

この「下水道使用料」は、下水道を利用している方々が排出する汚水を処理し、清浄な水にして海域などに排除するための汚水の滅菌や汚泥の処理に必要な薬品の購入、さらにポンプ場や処理場にある諸機械の運転や修繕など、下水道施設の維持管理に要する経費に当てられます。

また、公共下水道の建設には多額の事業費と長期間の年数を要し段階的に施設の整備を進めている現状から、下水道の利便を受けられるのは、現在のところ関西地区の留守地区、関東地区に住んでいる人たちに限られております。

従って、市民みなさんの市費を下水道の維持管理経費に当てることは、下水道を利用できない方が使用料を負担することになり、不

公平をまねくことにもなりますので、下水道を利用している方々にそれ相応の適正なご負担を願うことにしてるものです。

## ◎ 使用料改正の

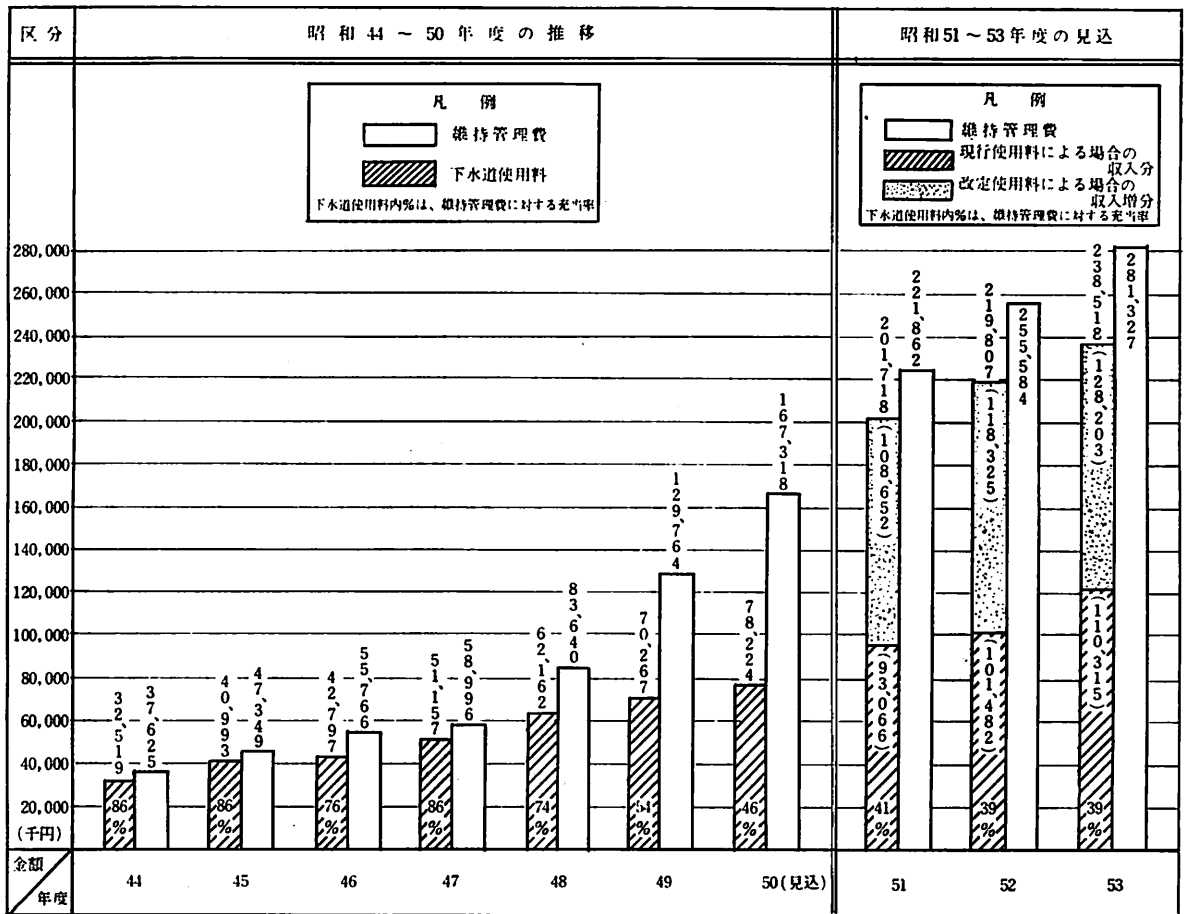
### 必要性について

現在の下水道使用料は、昭和四十四年四月に改正され、昭和四十八年度までの五か年間に基礎に算定されたものです。

昨今における急激な経済情勢の変化、特に昭和四十八年の物価高騰以後の経費増高に伴ない、経費節減の努力にもかかわらず、収支の差は、ますます開くばかりで、別表一のグラフでおわかりのように、維持管理経費に当てられる下水道使用料の割合は、昭和四十九年度で五四パーセント、昭和五十年年度見込みでは四六パーセントになり、このままでは収支状況がますます悪化し、現在の下水道使用料では、汚水の排除や処理に要する施設等の適切な維持管理はもとより、下水道の整備促進にも大きな影響を及ぼすこととなります。こうした実情から、下水道を利用している方々に、適正な使用料のご負担を願うため、昨年十二月の市議会に「改正案」を提案し、継続審議をいただいております。

「汚水」に係る維持管理費と下水道使用料の対比

〔別表1〕





下水道使用料比較表

(別表2)

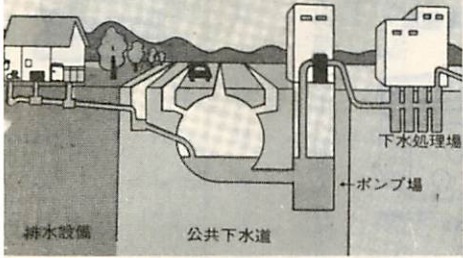
区分	改正前の下水道使用料	改正後の下水道使用料
1. 水量使用料	(1) 処理区域 8㎡まで 160円 8㎡以上 20円 1㎡につき	(1) 処理区域 8㎡まで 320円 9㎡以上 50㎡まで 40円 1㎡につき 50円
	(2) 排水区域 8㎡まで 80円 8㎡以上 10円 1㎡につき	(2) 排水区域 8㎡まで 160円 9㎡以上 50㎡まで 20円 1㎡につき 25円
2. 浴場使用料	1㎡につき 5円	現行どおり
3. 便器使用料	小便器 1個につき 1か月 30円	小便器 1個につき 1か月 60円
	大便器 " " 40円	大便器 " " 80円
	大小兼用便器 " " 60円	大小兼用便器 " " 120円

◎ 改正実施に

ご理解とご協力を

今回の下水道使用料の改正実施にあたりましては、下水道を利用していただく方に、必要かつ最低限のご負担をお願いするものでございますが、今後とも、より一層の内部努力によって経費の節減をはかることも、サービスの向上に努めてまいりますので、市民みなさんの深いご理解とご協力をお願いいたします。

下水道のしくみ



下水道のはたらき

「くらし」を守る下水道

下水道が整備されますと、次のような「はたらき」をします。

(1) 街や海・川がきれいになります。  
汚れた水が地下にある下水道管に集められるので、きたない「ドブ」もなくなり清らかな美しい海や川と清潔な街並みが保たれます。

(2) 水洗便所が使えます。  
くみ取り便所を「水洗便所」に改造できるので、悪臭のない

(3) 快適な生活ができます。  
カヤハエのない街にカヤハエの温床であるドブやくみ取り便所がなくなるので衛生的になり、生活環境が向上します。



下水道管布設工事 寿町1丁目

(4) 雨水の浸水防止  
雨水の排除がすみやかになるので、低地などでの浸水がなくなり、安心して生活ができます。

このように、下水道は私たちの健康を守り、文化的な生活をするうえで欠くことのできない、重要な「都市施設」です。

◎ 水質の保全に

役立つ下水道

一度使用された水は「下水」としてなんの手だてもせず、河川湖沼、海域に棄てられると水質を汚濁させたり、環境を破壊します。水は、私たち人間だけのもの

貸付制度を利用しましょう

便所をくみ取りから水洗に改造する方には、貸付制度の利用をお勧めします。  
貸付制度の主な内容は、次のとおりです。

- ▼ 貸付限度額：十八万円以内（一件につき）
- ▼ 利息：無利息
- ▼ 返済期間：四十八か月以内の均等償還
- ▼ 貸付対象：(イ)、公共下水道の処理区域内で水洗便所に改造しようとする方（蘭西地区が対象）(ロ)、公共下水道の排水区域及び処理区域内で、既存家屋に新たに排水設備を設置しようとする方（蘭西及び蘭東地区が対象）
- ※ 新築家屋や法人、官公署などは、対象になりません。
- ▼ 問合せ先：便所の水洗化や貸付制度につ

なく、自然界全部の大切な資源であり、同時に財産でもあります。そのためにも、私たちが使用して汚した水は、「下水道」を通じて元のきれいな姿にして、自然界に還さなければなりません。このように「下水道」は、破壊されゆく自然界をよみがえらせて自然界のサイクルを正常な形にするために、役立つのです。

水洗便所への改造を急ごう

まだ水洗便所に改造していない方は、一日も早く改造されますよう、ご協力ください。

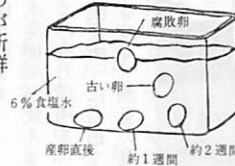




## 卵について

① 鮮度の見分け方  
6%の食塩水(1000ccの水に6gの塩)の中に卵を入れ浮き具合で鮮度をみます。(下図)

卵の鮮度鑑別



② 電灯にすかして見た時、半透明で明るいものが新鮮割った時、卵黄味が盛り上がっているものは新鮮

③ 卵の栄養  
卵1個(約50g)には6~7gの蛋白質が含まれており、その質のよさはあらゆる食品中最高です。また、ミネラルやビタミンもC以外はほとんど含有している理想的な食品です。しかし、強い酸性食品です。

### 消化・吸収

卵白の中にトリプシン抑制物質が含まれているため、生卵では消化率は50~70%です。これを半熟にすると熱でこの物質の活性が失なわれるため、消化率は96%にもなります。卵黄は生でも加熱後でも98%の消化率です。

### 保存方法

3~5℃に冷蔵すれば、数週間高い品質を保持できます。冷蔵庫に入れる時には、卵のとがった方を下にしておくと変質しにくいといわれています。

国民生活センター発行

「くらしの豆知識」より

室蘭市価格調査員による価格動向調査

(2月15日現在調べ)

品名	規格	価格 (単位円)				品名	規格	価格 (単位円)							
		区分	最高	最低	平均			区分	最高	最低	平均				
砂糖	スズラン上白 1kg	大店	型舗	1月	314	290	301	豚肉	バラ 100g	大店	型舗	1月	160	130	142
			2月	314	290	300	2月				160	130	142		
		一般店	1月	360	265	307	一般店			1月	160	120	140		
			2月	360	260	306	2月			160	130	139			
しょう油	キッコーマン 1.8ℓ	大店	型舗	1月	345	337	339	灯油	18ℓ (配達料込)	大店	型舗	1月	675	670	672
			2月	345	337	339	2月				690	670	680		
		一般店	1月	395	315	356	一般店			1月	730	670	704		
			2月	395	300	353	2月			730	670	702			
みそ	[サ] 2kg	大店	型舗	1月	340	329	333	プロパンガス	10kg (4.69m³)	大店	型舗	1月	1,550	1,550	1,550
			2月	340	329	333	2月				1,550	1,550	1,550		
		一般店	1月	400	320	356	一般店			1月	1,650	1,550	1,604		
			2月	400	300	354	2月			1,650	1,600	1,611			
天ぷら油	日清 1,650g	大店	型舗	1月	650	615	631	トイレットペーパー	60m 1パック4ロール	大店	型舗	1月	198	180	186
			2月	650	615	633	2月				198	180	185		
		一般店	1月	740	550	645	一般店			1月	280	140	205		
			2月	750	550	642	2月			280	140	212			
サラダ油	味の素 700g	大店	型舗	1月	380	380	380	家庭用合成洗剤	2.65kg(ダッシュ、ブルーダイヤ、ザブ)	大店	型舗	1月	640	640	640
			2月	380	380	380	2月				640	640	640		
		一般店	1月	420	380	395	一般店			1月	690	600	669		
			2月	420	380	395	2月			720	540	661			
小麦粉	日清1等薄力粉 1kg	大店	型舗	1月	128	123	125	ドライクリーニング	背広上下配達料金後払い	生協等	1月	650	650	650	
			2月	128	110	122	2月				650	650	650		
		一般店	1月	160	115	136	一般店			1月	950	420	716		
			2月	160	118	136	2月			950	420	715			
バター	雪印 225g 箱入	大店	型舗	1月	302	278	293	理髪	大人総合調髪	生協等	1月	1,200	1,200	1,200	
			2月	298	278	293	2月				1,200	1,200	1,200		
		一般店	1月	340	275	306	一般店			1月	2,000	1,200	1,543		
			2月	340	275	305	2月			2,000	1,200	1,561			
マーガリン	雪印 225g 青箱(ネオ)	大店	型舗	1月	175	172	174	パーマ	コールド(含セット).....ショート(並)	生協等	1月	2,800	2,300	2,550	
			2月	175	172	174	2月				2,800	2,300	2,550		
		一般店	1月	288	160	204	一般店			1月	5,000	2,700	3,645		
			2月	265	165	202	2月			5,000	2,700	3,591			





室蘭会所 (蝦夷廻浦図絵より) 安政元年ころの崎守町

### 七つの峰越えて

モロランに着く

児島紀成  
 蝦夷日記

室蘭地方が、松前藩の絵鞆場所として開かれてから、およそ三百六十年から三百年の歳月が流れていく。明治以前のことを知るためには近世のころ、この地方を訪れた人びとが書き記した古文書が唯一の記録であり、いまのところ市史編さん事務局に集められたのは寛政・文化安政時代のものが多い。そのなかから幾つかを取りあげてみた。

(文化五年)  
 八月二十五日  
 曇り日なれど立出たり終日山路のみ行く。鶴別にて昼げたべて後、ここにもさかしき峯七つ越たり、いたう疲れて茂呂蘭に着く。夕さり雨ふり出たり、夜深てさめぬ、出てみれば海の面さやかに月寒わたり、めずらしく鳥も鳴ければ、眺にこゑふりたてて鳴く鳥は我れにひとしくものや思へる  
 といいつつ、また寝ぬ。ここ  
 の在住役・福井



市史コーナー No. 21  
 安政元年(1854)へり一巻の測量した室蘭港図

### 三尺余の鰯

みごとに捕獲す

松浦武四郎 蝦夷日誌

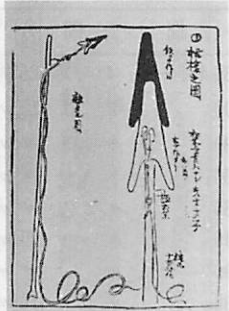
(弘化二三年)  
 余始而渡海せし時、此湾に而鰯を夷人共見附しが、追廻すこと凡五、六丁にし而三尺余のものを式



港内 (現外港のあたり) で鰯を追うの図  
 <初航蝦夷日誌より>

某、例のことものすめり。ホタテ貝というもの、このあたりより多く出す。(略)

尾程捕りたり。其術目ざましきことにて有し也。故に其あらましを図し而、ここに贅し置きぬ。其手



練実におもしろし。かかる夷人を遣わしなば鯨たりとも肥前平戸の様な大それたことはいらざる様に覚えるものをや (略)



チリベツより  
 白鳥の淵を望む

(文化四年)  
 六月二十九日 トマリの崎にいたり山路を経てモロランに宿す。ここはエトモ崎に対して一里ばかりの入海なり。これをハクチャウの淵という。エトモは島のことのみゆ。  
 七月一日 モロランを發し白鳥の淵に従ってゆくこと半里ばかり山麓にいたる。この日少し雨降る。土人この山路を名づけて七十二坂という。山中萩多し、ここをすぎて平原にいたる。右かた海岸をさること十町ばかりなり、左に数里の間、かしわの林多し、海風はげしくて樹木ころのまに成長することあたわず、みなちぢまりたる形なり。夷地桔梗を見ることがなし、この地には桔梗ことに多し、ここに雨もやみて、あたたかなり。平原を過ぎてまた山路に至る。落葉朽木泥水にうづみてことに不潔なり。腹蛇多しとぞ。(略)  
 <松浦武四郎東蝦夷日誌より>

**縮まった樹木**  
 桔梗は珍しい  
 用元 御師野 幕医館 蝦夷紀行

# 青少年地域活動の事故見舞金制度

## 小・中学生は市が負担 育成者も安全会に加入しよう

市では、年々盛んになってきている子ども会活動で最も心配される不慮の事故に対処するため、新年度から北海道地域子ども安全会に加入することになりました。この安全会は子ども達の活動中のケガ・疾病または死亡に対して、見舞金を贈る制度です。

### 北海道地域子ども会 安全会とは

市では、年々盛んになってきている子ども会活動で最も心配される不慮の事故に対処するため、新年度から北海道地域子ども安全会に加入することになりました。この安全会は子ども達の活動中のケガ・疾病または死亡に対して、見舞金を贈る制度です。

◇会費 子ども(小一〜中三) 年額三十五円(市費)  
育成・指導者 年額五十円(個人)

室蘭市には現在子ども会が約七十町内会・自治会にありますが、この子ども会のみならず、全小・中学生対象に各種青少年育成団体が行う秩序ある活動も子ども会活動の一環であるとし、市内小・中学生全員を市費で加入いたします。これにより子ども達の学校管理外での活動にも安心して参加させることができることとなります。なお、これら子ども会活動をお世話してくださる育成者・指導者には一人五十円(年額)で、安全会の見舞金対象になりますので、所属の青少年団体又は地域団体へ申込みをしてください。(個人加入受けはしておりません)

○申込み期限 三月末日まで  
○申込み先・問合せ先 市教育委員会青少年課(栄)

町二一十九 (☎七七七〇)

◇見舞金のうち分け  
傷病見舞金……事故によりケガをした場合、医師の治療を受け平常の業務ができるようになるまでの治療期間中一日四〇〇円の割で支給されます。(但し、五日以上百八十日までの治療日に限る)

特別見舞金……事故により廃疾(後遺症)となったり、または死亡した場合に支給されるもので死亡の時七十万円、生花料二万円、慶祭の時は慶祭の程度により一級〜十四級に分け、その区分ごとに最高八十一万二千元〜三万五千元が支給されます。

※医師の証明書に必要な経費については、千円が支給されます。  
◇見舞金が支払われる場合



ジュニアリーダーズスポーツ交流会

- 1、あらかじめ定められた行事計画に基づき、秩序ある活動がすすめられた場合
- 2、一人以上の成人指導者、又は育成者が付き添われた場合
- 3、指定の場所または解散場所と会員の住所との通常経路を往復する途中
- 4、他の機関・団体が主催する集会または行事に参加した場合、および参加するための集合、または解散場所と会員の住所との往復途中
- 5、指導者又は育成会員が、あらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動および往復する途中
- 6、指導者又は育成会員が子ども会活動の振興上必要な研修会・研究会および会議などの参加中および往復する途中
- 7、その他これに準ずる場合

## 各種教室の 受講生を募集

一 勤労青少年ホーム  
勤労青少年ホームでは、中小企業に働いている十五歳から二十四歳までの勤労青少年を対象に、次により各種教室の受講生を募集します。

講習名	受講日	受講時間	期間	人員	教材費等(月額)
料理教室	4月7日から毎週水曜日	18:30〜20:30	4月〜7月 4か月間	25	約1,600円
手芸(フレッター)	4月5日から毎週月曜日	18:00〜20:00	1年間	15	1,800
書道・ペン習字	4月8日から毎週木曜日	18:00〜20:30	"	"	500
茶道	4月12日から毎週月曜日	18:00〜20:30	"	"	1,000
絵画(油絵)	4月9日から毎週金曜日	18:00〜20:30	"	"	1,000
華道	4月9日から毎週金曜日	18:00〜20:00	"	20	2,500
洋裁	4月9日から毎週金曜日	18:00〜20:00	"	"	1,000
空手	4月9日から毎週金曜日	18:00〜20:30	"	10	500

○申込み受付期間：三月十八日から三月三十一日まで。但し、定員になり次第締切ります。  
なお、くわしくは、勤労青少年ホーム(☎四一一三五)に問合せ下さい。  
**働く新成人のみなさん**  
**青年学園に集まろう**  
市教委では、五十一年度の青年学園生を募集しています。多数受講下さい。  
この青年学園は、若者が気軽に集まって自分達のこと、職場、社会のことなど、わからないことや知りたいことをみんなで学習し、レクリエーションで仕事のつかれをいやし、互いに新しい友達をつくり、何でも話しあえる仲間づくを目的としています。

- 対象：今年成人になられた方
- 内容：一般教養(恋愛、結婚職業等)、特別活動(ハイキング、キャンプ、クリスマスパーティ、レコードコンサート等) ※これらの内容は学園生の話し合いで決めます。
- 講師：市内一般講師
- 期間：四月〜三月
- 時間：十八時〜二十一時
- 学習日：月三回
- 会場：文化センター会議室
- 受講料：無料
- 申込み・方法：市教育委員会青少年課(栄町二一十九) ☎七七七〇へ電話又はハガキで申込み下さい。

# 科学クラブ員を募集

科学館では、青少年科学クラブ員を募集します。

希望される人は、四月一日から四月五日（消印有効）までにハガキに住所、電話番号、氏名、新学期からの学校、学年、保護者名を記入し、申込みしてください。

なお、定員を超えた場合は、科学館が報道関係者立会いの上、抽せんし決定後、本人に通知します  
申込先：〇五一木町二二一  
室蘭市青少年科学館。

## 〈開講要領〉

- 1、期間 四月下旬から来年三月上旬まで
- 2、場所 科学館実験室
- 3、実験日と時間  
小学校（五・六年生）  
・土曜日（A班）



楽しみながら学ぶ科学クラブ員

十四時から十六時まで

・日曜日（B班）

九時半から十一時半まで

・日曜日（C班）

十三時から十五時まで

中学校

・日曜日（一年生）

九時半から十一時半まで

・日曜日（二年生）

十三時から十五時まで

※実験日は小学校は隔週一回、中学校は毎週一回で、班別などは後日、本人に連絡します。

4、実験回数

・小学校二十回（四十時間）

・中学校四十回（八十時間）

5、実験内容と指導

各分野の理科の実験実習を、

教育委員会が委嘱した小・中学校の理科担当の先生に、科学館の職員が協力し指導します。

6、募集人員

・小学校五年生：一四〇名

・小学校六年生：一五〇名

・中学校一年生：一〇〇名

・中学校二年生：一二〇名

7、費用（年間）

・小学生：……六百円

・中学生：千五百円

※くわしくは、科学館（☎21058）に問合せ下さい。

☆ また、お母さん方を対象に母親科学クラブ（五月上旬開講予定）と、小、中学生を対象に自然に親しむ野外学習、夏休み科学クラブ（七月下旬開講予定）の準備をしています。

## 国民年金保険料は

### 納期内に納めましょう

三月は国民年金保険料の納期です。忘れずに納入して下さい。

保険料の未納がありますと、将来老令年金を受けられなかったり万一の事故があったときなどに障害年金や母子年金などが受けられない場合がありますからご注意ください。

なお、厚生年金などの公的年金に加入したとき、また住所、氏名が変わったときは、国民年金の窓口（本庁）に届け出てください。

## ばく書（特別図書整理）

### のため図書館を休館

ばく書（特別図書整理）のため次のとおり休館いたします。

○本館 三月十八日（木）から

三月三十一日（水）まで

### ○輪西分室

三月二十二日（月）から

三月三十一日（水）まで

○巡回自動車庫（定期車検）

三月二十二日（月）から

三月三十一日（水）まで

## 騒音計の検定を実施

騒音計は、計量法の適用を受け証明行為に使用するときには、検定

に合格したものでなければ使用できません。本市では七月七日に検定が行われますが、この検定を受けるにはいろいろの手続きが必要ですので早目にお知らせします。

※手続きなどくわしいことは、市計量検査所（☎21111）内線三五八）に問合せ下さい。

## 軽自動車税の申告手続き

### はお済みになりましたか

現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車等をすでに所有していないのに、名義変更届、廃車届等の申告手続きを三月三十一日までに済まされなければ、五十年度も軽自動車税がかかります。手続きはごく簡単です。早目に手続きを済ませるようにしましょう。

なお、申告手続きで不明の点がありましたら、市民税課務係（☎1111）内線三二二、三）へ問合せ下さい。

## 文化センター大ホール

### 補修工事のため貸付を中止します

7/11/31

## 市文化センターの大ホールを全面補修することになりました。

工事は、七月一日から十月三十一日までの四か月間を予定していますので、この間貸出しを中止しなければなりません。市民のみならず

には大変ご不便をおかけしますが他の施設をご利用下さるなどご協力をお願いいたします。

なお、六月分までの大ホール使用はいまままでお貸付をいたします。また会議室、小ホール等はいまままでお貸付できます。

## 郵便貯金

### ご利用の

### みなさまへ

郵便局では、昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定額貯金の利息が有利になる手続き（㊦の手続き）をお取扱いしています。

この取扱いは、昭和五十二年一月十三日までですので、まだお済みでない方は、お手持の貯金証書の日付をお確かめのうえ郵便局にお持ち下さい。手続きは簡単です。定額貯金証書をお近くの郵便局の窓口までお持ちいただければ、郵便局で貯金証書に㊦の表示をいたします。

※割増金付定額貯金及び利子分割払いをされている定額貯金は、このお取扱いの対象から除かれていますのでご了承下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、お近くの郵便局窓口か貯金セールスマンにおたずね下さい。（郵便局から）



# 23局5151番

## テレフォンサービスで健康管理にお手伝い

4月放送分

市では、みなさまの健康管理に役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理にお手伝いしますので、ぜひダイヤルして下さい。

### 〈内容と時間〉

☆みんなの健康（平日のみ）

九時～十六時

☆保健衛生一口メモ

平日 十六時～翌朝九時

土、日、祭日 一昼夜

。月・火曜日

乳幼児の健康メモ

。水・木・金曜日

大人の健康メモ

。土・日曜日

栄養、その他生活全般のメモ

「保健衛生一口メモ」の四月のテーマ（予定）をお知らせします

▽一日（木）、二日（金）  
栄養を生かす料理法（わかめ）

▽三日（土）、四日（日）  
不眠症

▽五日（月）、六日（火）  
子どもの事故の特徴

▽七日（水）、八日（木）、九日（金）  
妊婦とタバコ

▽十日（土）、十一日（日）  
年をとる齒

▽十二日（月）、十三日（火）

赤ちゃんの入浴

▽十四日（水）、十五日（木）  
十六日（金）

コレステロールは魔物か

▽十七日（土）、十八日（日）  
知っておきたい湿シンあれこれ

▽十九日（月）、二十日（火）  
保育とムシ歯予防

▽二十一日（水）、二十二日（木）  
二十三日（金）

糖尿病・その正しい治療法

▽二十四日（土）、二十五日（日）  
めまい

▽二十六日（月）、二十七日（火）  
赤ちゃんの吐乳

▽二十八日（水）、二十九日（木）  
三十日（金）

心筋コウソク、狭心症を防ぐには



お産で入院費にお困りの方

入院助産制度を

ご利用下さい

市では、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済上、

保健上の理由により、入院することができない妊婦の方のため所得により無料、または低額の負担金で入院してお産することのできる入院助産制度を実施しています。入院助産施設は市立室蘭総合病院です。この制度をご利用される方は、出産予定日の六か月前までに申請してください。

へ申請に必要なもの

。母子手帳

。健康保険証

。給与所得源泉徴収票

。印章

なお、社会保険などに加入しており、出産給付金六万円以上を受けられる場合は入院助産制度は該当になりません。

くわしくは市福祉事務所福祉課福祉係（☎☎一一一内線四六三）にご相談ください。

### 国民健康保険所得申告書の提出はお済みですか

先きにみなさんのお手もとに配布しました、国民健康保険所得申告書は、三月十五日が提出期限となっておりますが、まだ申告されていない方がおりますので至急申告して下さい。

なお、申告書の記載要領等についてご不明の点がありましたら、お気軽に保険年金課業務係（☎☎一一一内線四五一一三）に問い合わせ下さい。



13:00～15:00	※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽にご相談下さい。
〈定時予防接種〉	
4月実施分	
6・27日	市役所保健室
7・28日	中島地区
8日	衛生課輪西分室
15日	白鳥台地区
30日	衛生課本輪西分室
以上時間	13:00～13:45
◎種目	。3種混合
(1)1期接種者	2歳～3歳
(2)2期接種者	4歳未満

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申し込み下さい	13:00～15:00
〈6か月児検診〉 無料	
4月20日 労働会館	
21日 本輪西地区	
22日 中島地区	
23日 衛生課輪西分室	
時間 12:30～14:00	
対象 昭和50年10月生まれの赤ちゃん	
※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。	
〈一般健康相談〉 無料	
4月12日 衛生課輪西分室	
時間 10:30～11:30	

〈乳幼児相談〉 無料	
4月1日 市役所保健室	
13日 衛生課輪西分室	
以上時間 9:40～11:00	
13:00～15:00	
4月14日 本輪西地区	
26日 中島地区	
以上時間 13:00～14:30	
4月2・16日 白鳥台地区	
時間 13:00～14:00	
〈離乳食講習会〉 無料	
5月10日 衛生課輪西分室	
対象 昭和51年1・2月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん	
時間 13:00～15:00	
定員 30名	

。破傷風	1か月間隔で2回接種 翌年追加接種
〈結核検診〉	
。ツ反	
19日	中島地区
20日	衛生課輪西分室
21日	市役所保健室
以上時間	13:00～15:00
20日	白鳥台地区
21日	衛生課本輪西分室
以上時間	13:00～14:00

季節の変わり目  
健康管理には十分お気をつけ下さい